

令和7年4月1日

## 岡山市 ICT 活用試行工事の改定について (お知らせ)

岡山市財政局財務部監理検査課

岡山市 ICT 活用工事試行要領を改定しましたので、お知らせします。

### 1 改定箇所

実施手続き（第5条）発注方式の更新

土工量 3,000 m<sup>3</sup>以上かつ設計金額 2 億円以上の工事で、発注者が設定した工事に適用する。

工事費の積算（第9条）工事費の積算の更新

発注者指定型における積算方法を追記

「岡山市 I C T 活用工事試行要領」（令和7年4月1日施行）を参照ください。

### 2 施行日

この要領は、令和7年4月1日から施行し、単価適用日が令和7年4月1日以降の工事から適用します。

### 3 その他（参考となるHPリンク）

- ・ 中国地方整備局（I C T 活用工事の手引きが掲載されています。）

<https://www.cgr.mlit.go.jp/icon/pdf/tebikiver2902.pdf>

- ・ 国土技術政策総合研究所（各種基準、Q & Aが掲載されています。）

<https://www.nilim.go.jp/lab/pfg/ganda.html>

### 4 問合せ先

岡山市財政局財務部監理検査課 TEL 086-803-1368

## I C T活用工事（試行）に関するQ & A

### **Q 1) 試行工事を受注し、I C T活用工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。**

A 1) 「施工者希望型」は、I C T活用を義務としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望するか、しないかを判断するものであって、I C T活用を実施しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

なお、I C T活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に工事打合せ簿にて報告した上で、従来の基準に基づき、施工してください。

### **Q 2) I C T活用にかかる増額費用については、どうなるのか。**

A 2) 試行工事において、I C T活用工事を実施した場合は、岡山県の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

### **Q 3) 一部の施工プロセスでI C Tを活用した場合は、設計変更の対象となるのか。**

A 3) 3次元起工測量から3次元データの納品までの施工プロセスにおいて、I C Tを一部に活用した場合についても、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上はしません。

### **Q 4) I C T活用対象工事（試行工事）以外の工事で、I C T活用工事を実施したい場合はどうすればよいか。また、実施した場合は設計変更の対象となるのか。**

A 4) 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、I C T活用工事を実施することができます。

なお、この場合、「岡山市I C T活用工事試行要領」を適用することとし、岡山県の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

### **Q 5) I C T活用工事を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか。**

A 5) 監督員の評価項目である「創意工夫」においてI C Tの5つの施工プロセスのうち、幾つのプロセスを実施したかで次のとおり加点評価します。

- ・ 5プロセス全部を実施した場合 4点
- ・ 4～1つのプロセスを実施した場合 2点

**Q 6) ICT活用工事以外の工事で、ICT活用工事を実施した場合は工事成績評価による加点はあるのか。**

A 6) 工事成績評価において、ICT活用工事と同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が1,000万円以上の工事に限ります。

**Q 7) 国では、土工以外にもICT舗装、ICT浚渫を実施しているが、市ではその予定はないのか**

A 7) 国、岡山県等の動向を踏まえ、検討していく予定です。